

番号	カテゴリ	質問内容	回答
1	許可申請・申請手続き	公共用地等、盛土規制法の範囲外の土量、高さ、範囲は申請書から除外しなければならないでしょうか？区画性事業等の面整備の場合、公共施設用地と宅地を一体的に造成をかけることが多く、申請図書の内容がかなり煩雑になるものと考えられます。	盛土規制法の工事の許可申請書は、公共用地等を含めた土地の面積を記載し、盛土又は切土の高さは、例えば「盛土：20cm～3.0m」といった実際に行う規模を、盛土又は切土をする土地の面積は、許可対象となる行為（30cmを超える範囲）を行う面積を記載します。
2	許可申請・申請手続き	許可申請に必要な書類、図面は何ですか？	詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
3	許可申請・申請手続き	現在、自己業務用で1ha未満の事業で開発許可を取得しているが、施工業者が未定です。令和7年4月1日以降に新法の申請を行う場合は、施工業者が決定している必要がありますか？	自己業務用の1ha未満の事業で開発許可を取得しているものの、工事施行者が未定で工事未着手の場合、令和7年4月1日以降に盛土規制法の申請を行うにあたっては、工事施行者の能力を審査する必要があるため、原則工事施行者が決定している必要があります。
4	許可申請・申請手続き	届出を超える変更をする場合、別途新法許可が必要とのことですが、何をもって変更とみなされますか？	盛土規制法第21条または第40条の届出があった工事について、届出内容を超える規模への変更であれば、改めて盛土規制法に基づく許可が必要です。この届出内容を超える規模とは、宅地造成及び特定盛土等に関する工事にあつては、様式第15の届出書に記載する「盛土又は切土の高さ、盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土の土量」の規模、土石の堆積に関する工事にあつては、様式第16の届出書に記載する「土石の堆積の最大堆積高さ、土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積の最大堆積量」の規模を超えるかによって判断することを原則とします。
5	許可申請・申請手続き	土地の面積要件500㎡について、事業敷地面積のことを言っていますか、それとも実際に盛土等で区画形質変更を行う場所のみの平面積のことを言っていますか？	実際に盛土等を行う土地の面積を指します。
6	許可申請・申請手続き	一時堆積の最大期間が定められているが、期間満了時には更地として検査しますか？期間変更延長は認められますか？	期間を延長する場合は期間の変更許可申請が必要です。なお、そのまま完了させる場合は、土石の堆積を除却して検査を受けることになります。
7	許可申請・申請手続き	開発許可を市で行う地域内にて開発許可を受けたものはみなし許可とのことだが、手続きや流れが知りたいです。	詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
8	許可申請・申請手続き	政令市、中核市、鎌倉、藤沢、小田原以外で開発許可を行う工事をする場合の流れが知りたいです。	詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
9	許可申請・申請手続き	開発許可不要となる都計法29条1項2号などのもので盛土規制法にかかるものの手続き方法が知りたいです。	例えば、「土地区画整理事業」の施行として行う開発行為は、開発許可の適用除外となっているため、開発許可の手続きは不要ですが、盛土規制法の許可対象となる盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可が必要です。詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
10	許可申請・申請手続き	盛土の面積はどのように計上しますか？例えば1つの工事で複数個所で盛土する場合は合算しますか？	盛土等の一体性の判断は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。1つの工事で複数箇所で盛土をする場合、一体的とみなされ、全体が規制対象規模を超える場合には、規制の対象です。
11	許可申請・申請手続き	許可時、検査時、報告時に必要な書類一覧を明示してほしいです。	詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。

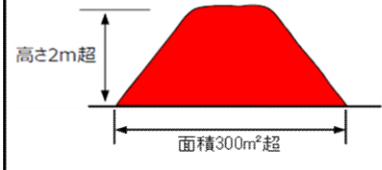
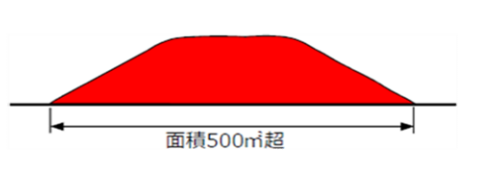
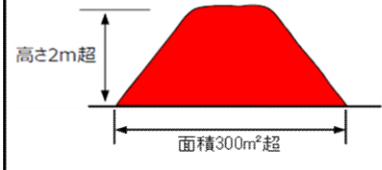
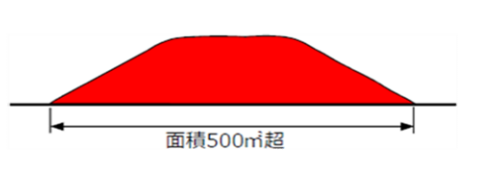
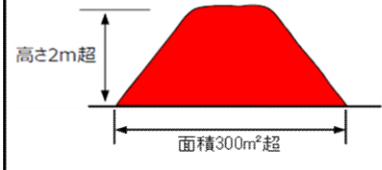
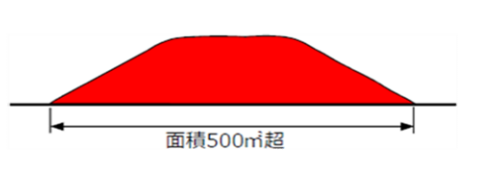
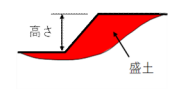
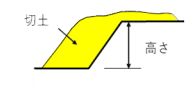
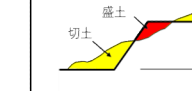
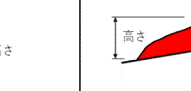
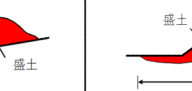
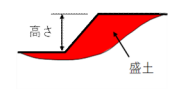
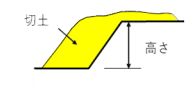
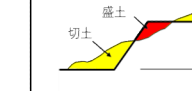
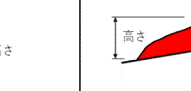
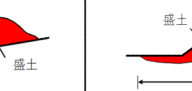
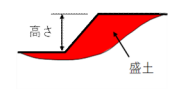
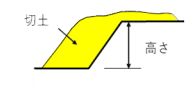
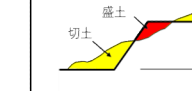
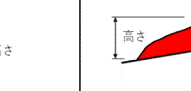
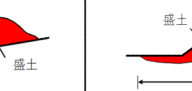
12	許可申請・申請手続き	土地所有者等の同意が必要とのことですが、等とは誰ですか？	「土地所有者等」とは、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を指します。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等の同意が必要です。										
13	許可申請・申請手続き	規制対象の中で盛土又は切土の土地面積が500㎡とありますが、この時の盛土又は切土の高さはいくつでしょうか？	表1のいずれかに該当する場合、許可が必要になります。表1の⑤に関するご質問であれば、基本的に高さに関係なく許可が必要です。 ただし、省令第8条第9号の規定により、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるものであっても、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものであれば許可不要です。 なお、本県では農地造成の場合に限っては、標高の差が30cmを超えても、1mを超えない場合には許可不要の扱いとすることを予定しています。 <table><tr><td>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</td><td>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</td><td>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)</td><td>④盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)</td><td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)					
①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)									
14	審査基準・標準処理期間	事業区域内に既存の宅地石積擁壁（H2.5m程度）があり、これを存置したまま周囲の宅地造成を行いたいのですが、その擁壁をどのように検証すればいいのでしょうか？	今回の宅地造成により既存の擁壁に新たな負荷等の影響がある場合は、審査の対象です。										
15	審査基準・標準処理期間	施行地区内に既存不適格の可能性のある構造物（擁壁）がある場合、構造計算は必要になりますか？	なお、審査の対象にかかわらず、既存擁壁の検証については、国土交通省が策定した「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（令和4年4月）」などを活用してください。										
16	審査基準・標準処理期間	許可申請から許可がおりるまでどれくらいの日数がかかりますか？	既存の擁壁に対する新たな負荷等の影響は、審査の対象です。										
17	審査基準・標準処理期間	許可申請から許可がおりるまでどれくらいの日数がかかりますか？	どれくらいの日数がかかるかといった、標準処理期間については、今後公表する予定です。										
18	審査基準・標準処理期間	令和7年4月1日時点で開発許可を取得しており、旧宅造法規制区域外から盛土規制法規制区域内である場合、新法の申請～許可までの標準処理期間は何日ですか？	旧宅造法規制区域外から盛土規制法規制区域内で、令和7年3月31日までに開発許可を取得し、工事着手していない場合は、盛土規制法の許可を別途取得する必要があります。標準処理期間については、今後公表する予定です。										
19	審査基準・標準処理期間	県下の場合、八市型の擁壁がありますが、2mを超える擁壁を設置する場合は、地震時の計算を開発許可申請や盛土規制法の申請時に提出する必要がありますか？	八市型の擁壁を使用する場合であっても、2mを超える擁壁を設置する場合は、常時及び地震時の計算を開発許可申請や盛土規制法の申請時に提出する必要があります。また1mを超える擁壁を設置する場合は、常時の計算を開発許可申請や盛土規制法の申請時に提出する必要があります。										
	審査基準・標準処理期間	盛土規制法の対象となった開発は、浸透施設を設置することはできないということですか？	浸透施設の設置が出来る場合があります。詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。										

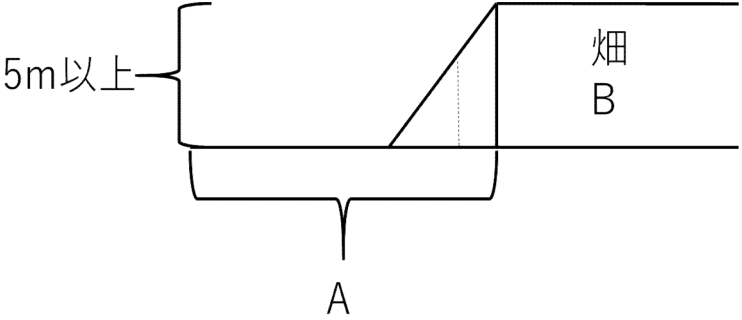
20	審査基準・標準処理期間	雨水処理の考え方について詳細を明記してください。市町村毎で雨水の処理方法が違うため、雨水浸透できないのでしょうか？	地表水による浸食・洗堀のほか、浸透水による土中の間隙水圧の増大に起因する等の盛土の崩壊を防止するため、水を適切に排除する、排水施設等の配置について、政令第7条及び第16条に加えて、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年1月24日に公布。以下「県細則」という。）第15条に規定しています。 また、ご質問のとおり、市町村毎に雨水処理方法が異なるため、県細則第15条では、「排水施設を下水道、排水路、河川その他の放流先に接続させる場合において、当該放流先の施設管理者が排水の接続等に関する基準を定めているときは、当該基準によること」としています。 なお、やむを得ず、浸透させる機能を有する施設を設置する場合には、「地形や土質の状況、急傾斜地崩壊危険区域などの指定状況等から、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がないよう、必要な措置を講じなければならない」としています。 さらに、こうした内容の考え方等をまとめた、「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
21	審査基準・標準処理期間	崖面崩壊防止施設の適用できない住宅等の詳細を教えてください（公共緑地、公園等へは適用できますか？）	住宅等建築物の建築等、地盤の変動が許容されない利用をする土地は、崖面崩壊防止施設は設置することはできません。また公共緑地、公園等であったとしても、盛土又は切土により生じた崖面は、擁壁で覆うことが原則です。 なお、詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
22	審査基準・標準処理期間	法の許可は何日後にHP等公表されますか？	公表までの期間について定めはありません。
23	審査基準・標準処理期間	盛土の緩み等が生じない措置の工法、単一か複数かなどは県の許可で判定されますか？	詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。 申請者の皆様はこのマニュアル等を参考にして頂き、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、締固めや透水層の設置などの対策工法を計画して申請してください。 県では、法令や細則、審査基準等に基づき、申請内容が適切か審査して許可等を行います。その際に、許可条件を付す場合等はありませんが、工法の判定は県では行いません。
24	審査基準・標準処理期間	事前に実施が必要な土質調査の手引きはありますか？許可基準が担当者次第で変わってしまわないか危惧しています。	土質調査の詳細は、県細則や審査基準等に記載し、ご質問のように許可基準が担当者毎に変わることが生じないよう、適切に対応します。また、「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
25	審査基準・標準処理期間	技術基準はいつ公表されますか？規制前に基準を示さないのはアンフェア	技術基準も含めた審査基準はパブリックコメントとして令和6年11月6日（水）～令和6年12月5日（木）までの間に意見募集を行ったところです。 パブリックコメントの結果公表は2月28日に行っています。 また説明会資料「③神奈川県における盛土規制法の規制内容について」の15ページから24ページも併せてご確認ください。
26	審査基準・標準処理期間	「施行者が必要な能力を有すること」とするが、どのような書類で何を審査しますか？	盛土規制法施行細則にて、工事施行者の能力に関する申告書の様式を定めています。 これに付随して事業経歴書等の提出を求める予定であり、過去の業務の実績等で審査します。 詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。

27	審査基準・標準処理期間	中間検査後、合格証交付にはどの程度期間を要しますか？	どれくらいの日数がかかるかといった、標準処理期間については、今後公表する予定です。
28	審査基準・標準処理期間	中間検査は誰が行いますか？検査依頼は検査日の何日前から可能ですか？	申請窓口や審査機関については砂防課ホームページに掲載しています。 検査依頼は中間検査が必要な工事の際に個別に検査機関にお問合せください。
29	審査基準・標準処理期間	設計基準はいつ公開されますか？	技術基準も含めた審査基準はパブリックコメントとして令和6年11月6日（水）～令和6年12月5日（木）までの間に意見募集を行ったところです。 パブリックコメントの結果公表は2月28日に行っています。 また説明会資料「③神奈川県における盛土規制法の規制内容について」の15ページから24ページも併せてご確認ください。
30	審査基準・標準処理期間	盛土等を行う面積とは、盛土もしくは切土を行う面積の合計ですか？	盛土等を行う面積とは、盛土もしくは切土を行う合計面積又は土石の堆積の面積です。
31	審査基準・標準処理期間	「2,000㎡以上の盛土は土質調査＋安定計算」とあるが、ここでいう2,000㎡とは、いち事業で行う盛土面積の合計でなく盛土一か所の面積ですか？その場合「一か所」の定義はありますか？	一体性を有する工事は、盛土面積の合計です。工事の一体性は、工事主、工事施行者及び土地の所有者の同一性、物理的及び機能的一体性、又は時間的近接性の観点から総合的に判断します。
32	審査基準・標準処理期間	雨水の流末処理等具体的な内容は4/1以降でしょうか？	雨水の流末処理等の具体的な内容について記載した「審査事務マニュアル」を、県砂防課ホームページに掲載しています。
33	許可要否・他法令案件	建築物等の解体工事に伴い、地下にある建物の基礎等を撤去した箇所への埋戻しは、本規制の対象となりますか？	地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床堀及び埋戻しは規制対象外です。
34	許可要否・他法令案件	都市計画法24条の開発許可を基準日以降に取得した場合は、みなし許可として別途盛土規制法の許可は不要だが、基準日前の場合は、工事着手のタイミングによって届出または盛土規制法の許可が必要となりますか？	都市計画法の開発許可について、同法第29条が根拠規定となることを前提として回答します。宅造法規制区域外で、都市計画法第29条の開発許可を令和7年4月1日（基準日）以降に取得した場合は、開発許可によるみなし許可となります。 基準日前に開発許可を取得した場合で、工事着手が基準日前であれば、届出が必要です。届出内容を超える規模への変更が生じた場合、改めて盛土規制法に基づく許可が必要です。 また基準日前まで工事着手していない場合は、盛土規制法に基づく許可を新たに取得するまで、工事着手することができません。 盛土規制法の運用開始前後の旧法の許可又は開発許可案件の取扱いについて、砂防課のホームページに掲載していますので、そちらもご参照ください。
35	許可要否・他法令案件	開発行為や区画整理を行う場合、土地の施行に伴う許可・申請に加えて建築工事に対しても再度許可・申請が必要になりますか？（区画は工事完了済）	建築物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為については、盛土規制法の許可は不要です。

36	許可要否・他法令案件	事業区域内に公共残土（約1,600m ³ ）が仮置きされているのですが、土壤汚染については分析結果を得ていますが、これを所有者（市）の合意を得て、そのまま当該事業の盛土に使用しても問題無いのでしょうか？	本県の盛土規制法の運用では、埋立に当たって土の性状の審査は行っておりませんので、ご質問の土を使用される場合は、その他環境関係の法令もご確認いただきますようお願いいたします。
37	許可要否・他法令案件	都計法に基づく開発許可において定期検査等以外は不要とあるが、この開発許可に「土地区画整理事業」や「再開発事業」も含まれますか？	「土地区画整理事業」や「再開発事業」の施行として行う開発行為は、開発許可の適用除外のため、開発許可によるみなし許可にあらず、盛土規制法の許可が必要です。
38	許可要否・他法令案件	開発許可制度へのみなす扱い同様に、区画整理事業の認可もみなす扱いとなりますか？	「土地区画整理事業」の施行として行う開発行為は、開発許可の適用除外となっているため、開発許可によるみなし許可にあたりません。従って「土地区画整理事業」は、盛土規制法の許可が必要です。
39	許可要否・他法令案件	事業内容：残土受入ストックヤード 盛土内容：土砂の一時堆積 ①既に事業を行っているため、R7.4.22までに届出をするのみということによいですか？ ②常時、残土の受入と搬出をしているため、定期報告や工事完了後の報告はしないということによいですか？ ②'「工事」に該当しないため標識内容も「着工」や「完工」月については書けないが、それ以外は記載し常時設置しなければならないのでしょうか？ ③①における届出後、有効期限はありますか？5年後に許可申請が必要ですか？ ④R7.2月頃に新たなストックヤード（残土受入）を設置予定であるが①と同様によいですか？ ⑤「残土」はふるいにかけた後、製品（建材）として「山砂」で販売しています。この「山砂」も「一時堆積」の盛土に該当しますか？	① 令和7年3月31日以前に事業着手しているストックヤードは、お見込みのとおり、盛土規制法第21条第1項の届出の対象となり、新たな盛土規制法による許可の申請は不要です。なお、工事区域が規制区域指定後に拡大した場合は法の許可が必要となる場合があります。 ② 常時、残土の受入と搬出をしている土石の堆積（ストックヤード）も、定期報告は必要です。また、工事が完了した際には、土石の除却の確認申請及び実施状況報告の提出が必要です。なお、盛土規制法運用開始以前に着手している場合、これらの手続きは不要です。 ②' スtockヤードは土石の堆積に該当します。そのため、工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日を含む、盛土規制法施行規則第87条に規定されている内容を標識に記載し、設置する必要があります。なお、盛土規制法運用開始以前に着手している場合、これらの手続きは不要です。 ③ 盛土規制法運用開始以前の行為は、5年を経過した後も新たな申請は不要です。 ④ 工事着手が令和7年3月31日以前の場合は、許可の申請は不要ですが、届出の対象です。 ⑤ 商品又は製品である土石を堆積する場合も、法の規制の対象です。
40	許可要否・他法令案件	土地所有者の同意に関して、土地区画整理事業については法12条の通り除外されますか？	土地所有者等の同意は、法第12条2項4号のとおり除外されます。
41	許可要否・他法令案件	運用開始前後の都計法や土砂条例の取り扱いについて説明がありましたが、「自然公園法」の宿舎事業認可を取得し、工事着手している事業について、どのような手続きが必要になりますか？	国や地方公共団体が行う公園事業は法の規制対象外ですが、国や地方公共団体以外の者が宿舎事業認可を取得して行う工事は、規制対象になります。令和7年3月31日以前に着手済み（進行中）のものについては、盛土規制法第21条第1項又は法第40条第1項の規定による届出が必要です。具体的な手続きにつきましては、審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。 なお、届出内容を超える規模への変更が生じた場合、改めて盛土規制法に基づく許可が必要です。
42	許可要否・他法令案件	許可を要する工事の「盛土又は切土をする土地の面積は500m ² 超となるもの」について、高さは関係なく許可を要する工事となりますか？	盛土規制法施行規則第8条第9号の規定により、盛土又は切土をする土地の面積が500m ² 超となるものであっても、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものであれば許可不要です。 なお、本県では農地造成の場合に限っては、標高の差が30cmを超えても、1mを超えない場合には許可不要の扱いとすることを予定しています。

43	許可要否・他法令案件	開発許可を要する宅地造成については併せて盛土法の許可をとる必要がありますか？	令和7年4月1日以降に開発許可を取得した場合は、開発許可によりみなし許可となるため、別途盛土規制法の許可を取得する必要はありません。
44	許可要否・他法令案件	（擁壁について）既存擁壁において、同じ位置（土は動かさない。切土盛土なし）やり替えの擁壁築造については許可不要ですか？	敷地の地盤高の変更を伴わない場合で、既存擁壁を同じ位置、同じ高さで造りかえるものは、盛土規制法の規制対象外です。
45	許可要否・他法令案件	既存住宅の建替において、形質変更の形の変更について、既存住宅の地盤面が従前か、解体後の地盤面が従前か、どちらですか？	既存住宅の建替えにおける、従前の地盤面は、解体後ではなく既存住宅の地盤面です。
46	許可要否・他法令案件	旧宅造法規制区域外において、区画整理法の認可をR7.4.1以前に受けて、工事着手しています。その場合、4/22以内に「届出」を提出すればよいですか？また、提出する書類を教えてください。	着手済みの土地区画整理事業は、盛土規制法第21条第1項又は法第40条第1項の規定による届出が必要です。詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
47	許可要否・他法令案件	R7.4.1以前に宅地造成規制区域外にて区画整理法の許可を基に工事着手していますが、R7.4.1以降に擁壁等の構造の変更が生じた場合は改めて許可を受ける必要がありますか？（R7.4.22までに届出を出しているものとして）	令和7年4月1日前に他法令による許可を取得し、工事着手している場合、盛土規制法による許可の申請は不要ですが、届出が必要となります。この届出内容を超える規模への変更が生じた場合、改めて盛土規制法に基づく許可が必要です。
48	許可要否・他法令案件	開発許可制度逃れと思われる盛土（敷地面積を細切れして該当にならないように操作。実態は合算すると開発許可該当では？と思われる案件）で既に着工しているとき、まだどこも許可を受けていないようなとき、改めて4/1に許可申請（盛土）をするのでしょうか？	令和7年4月1日時点で盛土規制法の許可対象規模の盛土等の工事を行っている場合、届出が必要です。この届出内容を超える規模への変更が生じた場合、改めて盛土規制法に基づく許可が必要です。
49	許可要否・他法令案件	市の土砂条例等の既存許可であれば、施行以降は届出するが既存許可事業を一度完成させて完成後に、ストックヤードなどの土の出入りを行う場合は、許可対象になりますか？ 4/1 事業中 届出 (法) 完成 (条例) その後、100㎡等の 少量の土の出し入れを 繰り返す	事業完了後、改めて盛土規制法その他法令の規制対象となる盛土を行う場合、許可等が必要です。 （盛土規制法の土石の堆積の場合：最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超、あるいは最大時に堆積する面積が500㎡超） なお、ストックヤードからの土砂の搬出については、月間500㎡以上搬出する場合、別途、県土砂条例に基づく届出が必要です。
50	許可要否・他法令案件	許可を要しない「道路」の定義は何ですか？法2条には定義なし。	道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路は、公共施設用地のため、規制対象外となります。
51	許可要否・他法令案件	よくある質問3では「開発許可を受けたものは手続き不要」、④申請手続きについてP9「4月22日までに提出」とありよくわかりません。	よくある質問3で「開発許可を受けたものは手続き不要」とあるのは、旧宅造法の宅地造成規制区域内の説明です。具体には、説明会資料「④申請手続き」8ページは、旧宅造法、9ページは、県土砂条例の説明です。

52	許可要否・他法令案件	(盛土・切土) 盛土・切土の高さにかかわらず、500㎡超のものは許可が必要ですか？	省令第8条第9号の規定により、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるものであっても、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものであれば許可不要です。 なお、本県では農地造成の場合に限っては、標高の差が30cmを超えても、1mを超えない場合には許可不要の扱いとすることを予定しています。										
53	許可要否・他法令案件	(一時堆積) 堆積の高さにかかわらず、500㎡超のものは許可が必要ですか？	土石の堆積においても項目42と同様の取り扱いとなります。 その他許可が必要となる土石の堆積の規模については表2をご参照ください。 【表2】 <table><tr><th>⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの</th><th>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの								
⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの												
													
54	許可要否・他法令案件	(許可が必要となる盛土等の規模) 高さが2m超となる盛土は面積の規定はないですか？100㎡でも規制対象？	表1の④に対してのご質問であればお見込みのとおり、崖が生じない場合であっても盛土で高さが2m超の場合は、面積にかかわらず規制対象となります。そのため、100㎡でも許可が必要です。 ただし、盛土規制法の適用除外に該当する場合がありますので、ご注意ください。適用除外の詳細は、説明会資料「③神奈川県における盛土規制法の規制内容について」の7ページから9ページをご確認ください。 【表1】 <table><tr><th>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</th><th>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</th><th>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)</th><th>④盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)</th><th>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td> (崖を生じないもの)</td><td> (盛土又は切土のみの場合も含む)</td></tr></table>	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)				 (崖を生じないもの)	 (盛土又は切土のみの場合も含む)
①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)									
			 (崖を生じないもの)	 (盛土又は切土のみの場合も含む)									
55	中間検査・定期報告	中間検査は現場検査はありますか？(現地立ち会い)	原則、中間検査は現地立会いです。 また、県細則第25条の規定等により、実施状況報告を求めることとしています。										
56	中間検査・定期報告	中間検査の排水施設は小段がある法であっても(後続の排水施設) 全ての完了時としてよいですか？	中間検査は特定工程(政令第24条) に対して行うものであり、省令第45条では、特定工程を終えた日から4日以内に中間検査を申請することとされているので、全ての完了時ではなく、特定工程の完了都度の検査が必要です。										
57	中間検査・定期報告	定期報告時の付近の状況の範囲はどのくらいですか？変化がないことを示す写真の提出でよいですか？隣地が事業者以外の手によって変更された場合はどうなりますか？	許可申請書に添付する付近の状況を明らかにする写真と同様に、盛土又は切土をしている土地の区域の場所が分かるように、周辺の道路等と区域を含めて撮影した写真を提出してください。 隣地の状況は特段確認しません。										
58	既着手届	既に工事着手している場合、工事届出の図書はR7.4.1以降に行う造成図書が対象でしょうか？	事業の全体計画(完成型) がわかる図書の添付が必要です。添付図書の詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。										

59	既着手届	工事着手済で届出する場合、提出資料は何ですか？	提出資料の詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
60	その他	住民への周知における①説明会開催で周知する場合、何をもって（写真？記録？）開催したとみなされますか？	住民への周知として、説明会を開催した場合、許可申請時に「説明会の開催等報告書」を提出していただきます。この際、開催の周知範囲が分かる位置図等、開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録、説明会で配布した説明資料等）の提出をお願いする予定です。 詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。
61	その他	擁壁について、Bが畑の持ち主、Aが資材置き場。持ち主は別々。 現在、実線のおおりの傾斜地でさらに敷地を広げようと、Aの土地でAが切土するとき、法の該当と思われますが、Bとしては相談もなく長年にわたり崖のような土地で農作業を強いられるという感情もあると思われます。この場合、擁壁を作る費用負担はどうなりますか？ 	費用負担については、盛土規制法に定めが無く、県でお答えできません。関係者間で十分調整頂くようお願いします。
62	その他	都市計画法29条に該当するものについては、みなし許可となり、住民説明は不要となるが、2,000㎡以上で説明会が必要となるが、不要でよいですか？	開発許可によるみなし許可の場合、盛土規制法に基づく住民説明の規定は適用されないため、2,000㎡以上であっても説明会は不要です。なお、市町の開発指導要綱等に基づく説明会等が別途必要な場合があります。
63	その他	罰則については、代理人及び設計者なども問われますか？	代理人及び設計者も罰則を問われる可能性もありますが、罰則規定の対象については、個別に判断されることとなります。
64	その他	経過措置について、事業が経過措置期間に完了しなかった場合どうなりますか？	土砂条例の経過措置は、許可を受けた工事が許可内容どおりに履行されるよう、各工事の完了時期を考慮して設定していますので、経過措置期間中に工事を完了させることが原則です。 ただし、土石の堆積について、経過措置期間終了後も継続する場合には盛土規制法の許可は不要です。
65	その他	実施状況報告の写真を紛失した場合の代替措置はありますか？	写真の紛失等により、許可を受けた工事が技術的基準に適合していることが確認できない場合、検査済証の交付ができない可能性があります。場合によっては、不可視となっている部分の破壊等が必要になることがありますので、確実に写真を撮影のうえ、記録・保存してください。

66	その他	工事等の届出は忘れてしまった場合の猶予期間中罰則はありますか？	許可申請等は、適時適切に行う必要があります。万一、時期を逸してしまった場合、速やかに必要な手続きを行ってください。法の罰則規定に抵触する場合、当該規定が適用される可能性があります。
67	その他	住民周知用インターネットURLは県のHPにリンクなど考えていますか？	県のホームページにリンクさせることは考えていません。
68	その他	住民周知の範囲を定めた経緯や理由が知りたいです。（範囲外の人に不要を説明のため）	法の規定及び県土砂条例で従前求めていた住民周知の範囲を継承しています。
69	その他	説明会は、他法令に基づき開催を要求される説明会と抱き合わせで行ってよいのでしょうか？盛土規制法に関する説明会は、その目的のみを達成するものであるべきですか？	法令や審査基準に規定される周知方法、内容及び範囲のとおり、説明会を開催し、住民に周知しなければなりません、その他事項については、規定等はありません。
70	その他	説明会を行うべき対象者（周知対象の住民）がいない場合、開催は不要ですか？	周知の範囲に住所を有する住民がいない場合は、説明会の開催は不要です。
71	その他	③神奈川県における規制内容についてで、許可申請から工事完了までの流れ、周辺住民への事前周知の範囲については盛土の規模によって変わりますか？担当である県の判断か、また対象の市町村とも確認をとる必要がありますか？	盛土の規模により、規制内容が異なる部分があります。例えば、盛土等を行う土地の面積が2,000㎡以上の場合等は、住民周知の方法として、説明会の開催が必須です。また、盛土等を行う土地の面積が3,000㎡を超える場合等は、定期報告及び実施状況報告に加えて、盛土等の工事内容によっては、中間検査の対象です。 盛土規制法の規制内容は、県にご確認ください（鎌倉市で盛土等（土石の堆積を除く）の事業を予定している場合のみ、鎌倉市にご確認ください）。
72	その他	③神奈川県における盛土規制法の規制内容について、P 3（スライド5）に記載のある 3 許可を要する工事に記載のある崖の定義は何ですか？（例 なめらかに高さ1.5mなら許可不要になると考えるが、なめらかな基準がわかりません）	盛土規制法で扱う崖の定義は、「③神奈川県における盛土規制法の規制内容について」のスライド3の「2 用語の定義」に記載のとおり、「地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く）」です。
73	その他	周辺住民への事前周知が必要とのことですが、周辺住民の範囲はどこまででしょうか？	住民への周知を行う範囲は、盛土等の区分に応じて変わります。説明会資料「③神奈川県における盛土規制法の規制内容について」の12ページから13ページをご確認ください。
74	その他	設計者とは別に監理者という立場は明確にありますか？	盛土規制法に、監理者について定めはありません。 なお、工事着手時には現場管理者の届出をお願いしており、適切な工事を行っていない場合、監督処分の対象となることがあります。
75	その他	工事施行者の行う状況報告などは、その手続のみ設計者が代理することは可能ですか？	実施状況報告は、細則第25条において、「法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可又は第16条第1項若しくは第35条第1項の変更の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事施行者」が提出しなければならないこととされています。
76	その他	宅造許可の該当しない条件で駐車場のための切土等があると思いますが、今回の盛土規制法でも単純に全て切土2mが該当すると思えず、緩和の条件も見直されるのでしょうか？	詳細は、必要書類や審査基準等を記載した「審査事務マニュアル」を県砂防課ホームページに掲載しています。

77	その他	不正に盛土しているとみられる現場を発見した場合、どこに通報すればよいですか？	令和7年3月31日までは、土砂条例を所管する土木・治水事務所（センター）又は所在市町村にご連絡ください。砂防課の下記ホームページ「盛土に関する連絡はこちら」をご参照ください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/cnt/f4331/index.html なお、令和7年4月1日以降の窓口につきましても、砂防課ホームページ等でご案内しています。
----	-----	--	--